

活動結果報告書

令和8年8月4日

越前市議会

議長 砂田 竜一 殿

議員氏名 佐々木 哲夫

下記のとおり報告します。

日 程 令和8年4月1日～令和8年7月29日

活動先 NPO法人多摩住民自治研究所会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

定款は別添のとおり

NPO 法人 多摩住民自治研究所 定款

発行：2007年1月14日 改訂：2015年6月6日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人多摩住民自治研究所(以下「多摩研」と略す)という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都日野市神明3丁目10番地の5号エスプリ日野103号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地方自治体の住民、職員、議員、研究者等を対象に地方自治及び地域、自治体に関する調査・研究活動や教育・学習活動、国内外の地方自治に関する視察、自治体訪問等による交流活動を通じて、地方自治の日本国憲法に基づく民主的・創造的発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 国際協力の活動
- (11) 情報化社会の発展をはかる活動
- (12) 経済活動の活性化をはかる活動
- (13) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (14) 消費者の保護を図る活動
- (15) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 地方自治、地域、自治体行政に関する調査・研究事業
- (2) 地方自治に関する教育・学習事業
- (3) 地方自治、自治体行政に関する研修・調査・研究等事業
- (4) 地方自治に関する視察・交流事業
- (5) 地方自治に関する普及・啓発事業

(6) 地方自治研究組織との情報交換及び協同に関する事業

(7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上40人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長、3人以上9人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は理事の中から総会において、選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）
- (9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可

否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項と

する。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合 併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事会の承認を得て理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から20年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費 正会員 個人 8,000円

賛助会員 個人・団体 一口 1,000円

活動結果報告書

令和8年8月4日

越前市議会

議長 砂田 竜一 殿

議員氏名 佐々木 哲夫

下記のとおり報告します。

日 程 令和8年7月26日（日曜日）

活動先 越前市 全戸 福井新聞折込み

活動目的 佐々木哲夫の議会だより発行

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

今回引退するにあたり、佐々木個人の議会だよりを発行。

7月26日に福井新聞折込みにより、越前市内に全戸配布しました。

印刷業者 有限会社マスヤ印刷

支払金額 印刷費 223,630円

印刷部数 15,900部（折込数15,800部）

別添のとおり

佐々木 哲夫の 議会だより

私にとって、先般の6月議会は議員活動最後であり感無量でありました。

この4年、清水議員と【一志会ニュース】を年に一回発行しましたが、今回は改選時であり、私が引退することもあり【佐々木哲夫の議会だより】として発行します。

市議選の改選を終えた越前市議会では、多くの新人議員が加わり新たな時代を迎えたことをとても痛感しています。高齢者や障害を持つ方、若者・女性を含め多様な声が反映される議会を期待しています。

さて、6月議会では、一般会計が3億1千万円におよぶ過去最大の補正予算となり、市議選前の6月18日にすべての提案を可決して終わりました。

6月補正の主なポイント

① ユネスコ創造都市ネットワーク関連予算1, 484万円。

認定を受け初加盟の自治体が必ず参加するユネスコ創造都市ネットワーク年次総会「モロッコ開催」への参加経費が主なものです。伝統工芸とアートが融合した越前市の取り組みが高く評価されました。これを契機に伝統工芸を中心とした越前市が、国内外に広く認知され、結果として伝統産業の発展に寄与することを強く願っています。そして、それを支える伝統工芸関係者や市民の活動が今後重要となってきます。この方々をどう支援していくかも課題です。



② 空き家対策に本市独自の【早期決断支援事業】600万円他を含め862万円。

県下でいち早く着手した早期決断支援事業は、空き家の利活用促進のための建物の取り壊し、家財の処分、相続の相談費用を助成する制度で、金額的には大きくないが、空き家対策の促進策として期待が持てます。同時に空き家を抱える集落や町内会の取り組みも、安全や環境保全の面から望まれています。

③ 電気柵の地元負担が1/6→0【ゼロ】

鳥獣被害が増加し、農作物だけでなく人々の生活を脅かす危険性が増大しています。これまでの設置経費の1/6（地元負担）がゼロになりました。シカやサル対策としてワイヤーメッシュの上に、電気柵を張ることが推奨されており、負担減による設置促進を大いに期待しています。



④ 支援のなかった農業の乾燥調製施設に3/10の助成措置で1, 200万円弱。

⑤ 新幹線の駐車場有料化設備に7, 250万円。

駐車場がいつも満車で困っているとの利用者の声は大きく、駐車場を有料化するための工事が始まります。これにより、課題解決に効果があることを願っています。

⑥ 楽市内に設置の屋内遊び場の管理費8ヶ月分1, 388万円。

⑦ 下水道料金の25%値上げに対し、国の物価高騰関連の交付金4, 837万円余りを減免し市民の家計を支援。

6月議会の一般質問の概要をお知らせします

私の質問と市の答弁の概要です。今回は、ここ数年の集大成的な質問であり、平林市長のまちづくりの考え方を確認する内容でありました。その中で主な4点について報告します。

問 自治振興会と市の関係や、公民館との役割分担の見直しの現状と予定は。抜本的な検証と知見のある専門家の協力が重要。

答 令和7年1月自治連合会とで【自治組織のあり方研究会】を立ち上げ、令和8年1月有識者を交え役員同士の意見交換を行った。また、自治振興事業の負担軽減に向け、全庁をあげ市の依頼事業を洗い出し、全ての地区での取組みとそうでない事業の仕分けを実施。本年度は、ワーキンググループを設け10月頃まで集中的（6回程度）に、地域の負担軽減や担い手不足の解消、公民館との役割分担などについての解決策や方向性を検討する。時代が大きく変化し地域自治のあり方を見直していく時期にきていることを実感。外部の専門家の意見を伺い、市、自治組織、公民館の三者が連携した地域のまちづくりのあり方を議論していきたい。

問 有機農業の栽培指導体制は、県やJAなど関係機関との連携に力を入れるべきと考えるが市長の考えは？

答 栽培指導は、県、JAなどで構成する「市有機農業産地づくり推進協議会」で行うが、専門的知見を持つ外部機関「一般社団法人 日本有機農業普及協会」やマニュアル制作を担った「【株】ファーム広瀬」の協力を得て実施します。

問 昨年12月議会で指定管理制度の選定委員選任や運用見直しの答弁があった。その後の取組みと制度の抜本的な検証に取り組むべきでは。

答 選定委員は、現在任期を迎え、新たな委員を選任中。議員の指摘やこれまでの選定過程の課題を踏まえ、委員の施設視察は原則全員参加とし、事前に施設所管課から現状や課題、今後の方向性を説明する機会を設ける。制度に精通した経営的視点を持つ常設委員を新たに設置し、すべての選定に関与する体制とし、施設ごとに専門的知見を有する個別委員を設置する考え。制度のメリットが十分に発揮されていない施設もあり、制度の活用について改めて検証する必要がある。

問 自動運転は非常に先駆的で、国も全面支援をしてきましたが、近年、国は負担を求めてきています。今後の市の取り組みや考えは？

答 自動運転は、令和6年から2年間実証実験を実施しました。国支援は、令和6年度全額、令和7年度補助率4/5で市の負担は約700万円ほど。本年度は、国の補助要件が令和9年度までに全区分レベル4の本格運行実現することと、未達成の場合補助金の一部返還が求められること。令和10年度以降は補助金なしでの運行など厳格化が示されました。本市は、令和9年度までの本格運行実現や国の支援に頼らない形での実用化は厳しいと判断し事業中止を決定しました。



市議会における これまでの取り組み

1. いのちと食と農のつながりを大切にしたい・・・有機農業の推進

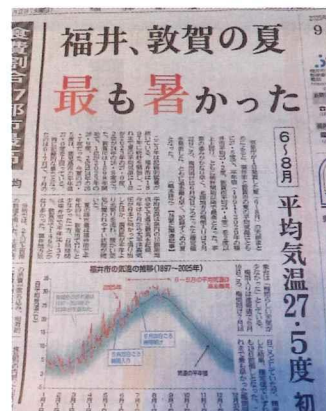
農業の担い手が激減し、耕作放棄地が増え、食料自給率が急激に低下。また、化学農薬や肥料などの影響による化学物質過敏症の発症、アトピーなど食べ物による体への影響も懸念されています。私は、これらの影響を少しでも抑える有機農業の推進に力を入れ、無農薬栽培は今年で38年目を迎えます。

2. 地球温暖化対策に少しでも寄与したい。

昨年の夏40度を超える事態となり、いのちと食とエネルギーの危機を感じています。議会では太陽光をはじめとする新エネや省エネの大切さを提案。自らも太陽光発電・蓄電池システム・電気自動車、有機農業などを実践しています。

酷暑の夏

今年の福井の夏
最も暑かった☹️
いつまで続くの？
来年も、
再来年も？



(福井新聞)

3. 地域づくりの主人公は市民であり、自治の活動を確かなものに！

自治振興会制度ができて20年。市からの委託事業の増加、潤沢な市の交付金、リーダー不足、活動のマンネリ化など様々な課題を抱える中、抜本的な見直しが始まりつつあります。自治とは自らが治めることであり、主体は市民です。まちやむらの課題を把握し、話し合い、学び、解決に向けた取り組みがとても大切です。そしてそれを支えるのが公民館です。これまで50年余り、私にとって地域づくり・社会教育は、大きなテーマでした。

4. 議会は、リーダーの集まりに！

10年ばかり前、市議1期途中の議会で、庁舎建設における市民参加を市長と議論しているところ、その最中に市長が【発言に疑義あり】と指摘。その後、議会運営委員会での多数決判断をもとに、議長から議事録（議会の発言を記録し公開）削除処分を受け、処分撤回の取り組みが始まりました。この時以来、多数決は常に正しいのだろうか？議会に求められている真摯な議論とは何か？の懸念が始まりました。以後、議事録削除処分撤回と黒塗り議事録の公開を求め、議員仲間や市民の皆さんとともに訴訟。のちに最高裁で勝訴しました。

5. 議会活性化に力を注ぐことが、議員としての使命

この2年間、議会活性化特別委員長として、委員の皆さんと誠心誠意取り組みました。その結果、①議会だよりを大判のタブロイド版⇒A4版に変更。②本会議のみCATVで公開でしたが、委員会もネット（YouTube）で随時公開。③地球温暖化対策と併せ、議会における自由闊達な議論風土の醸成のための服装自由化。④議員の政策研究や立案力を高めるための政策研究会制度の創設。

これら全てが議員の皆さんのご協力により実現しました。今後さらに活性化の取り組みが進むことを強く願っています。

